

一般財団法人安寿苑 ローズヴィラ水戸

役職員行動基準

(行動の原則)

1. 役職員は財団の基本方針である倫理規程を自らのものとして実践しなければならない。

(法令の遵守)

2. 役職員は社会に定められた法令等を遵守し、社会人としての責任を全うする。

(守秘義務)

3. 役職員は財団の機密及び業務上知り得た情報は一切外部に漏らしてはならず、秘密の保持に万全を尽くさなければならない。退職後も同様とする。

(約束の遵守)

4. 役職員はお客様や協力会社等との約束は守らなければならない。また、守れない約束はしてはならない。

(金銭の貸借)

5. 役職員はお客様や協力会社等と金銭の個人的な貸借を行ってはならない。また、役職員間といえども、むやみに金銭の貸借を行ってはならない。

(贈与供応の禁止)

6. 役職員は自己あるいは第三者のためにお客様を利用し、また職務に関し贈与供応を受けてはならないし、行ってはならない。

(職場秩序の保持)

7. 役職員は職場秩序の保持に努め、お互いの人格を尊重するとともに、職場の内外を問わず、品位と節度ある行動に努めなければならない。

(セクシャルハラスメント)

8. 役職員は性的言動による嫌がらせを行ってはならない。

(虚偽・隠蔽の禁止)

9. 役職員はいかなる場合においても、虚偽の報告や事実の隠蔽を行ってはいけない。

(申告の義務)

10. 役職員は次の各号に該当するときには、事情の如何を問わず、直ちに、上席者に申告しなければならない。
 - ①他の役職員が法令等の違反、または違反のおそれがある事実を知ったとき。
 - ②他の役職員が、故意、過失または怠慢により、財団に損害を及ぼし、または、及ぼすおそれがある事実を知ったとき。
 - ③他の役職員が、財団の信用を毀損し、または、毀損するおそれがある事実を知ったとき。